

【新旧対照表】

《 QUICPay 会員規約（全文） 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第 2 条（用語の定義）</p> <p>本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規約において特に定めのない用語については、当社の発行する所定のクレジットカードに関する会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）におけるのと同様の意味を有します。</p> <p>(2)「QUICPay 本会員」とは、カード会員規約に定める本会員のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay システムの利用を申込み、または家族がQUICPay システムの利用を申込みにあたり同意し、当社が認めた方をいいます。</p> <p>(3)「QUICPay 家族会員」とは、QUICPay 本会員の家族のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay 本会員の同意を得て、QUICPay システムの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。</p>	<p>第 2 条（用語の定義）</p> <p>本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規約において特に定めのない用語については、当社の発行する所定のクレジットカードに関する会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）におけるのと同様の意味を有します。</p> <p>(2)「QUICPay 本会員」とは、カード会員規約に定める本会員のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay システムの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。</p> <p>(3)「QUICPay 家族会員」とは、QUICPay 本会員が適用を受けるカード会員規約に基づく家族会員または QUICPay 本会員の家族のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay 本会員の同意を得て、QUICPay システムの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。</p>	<p>【改定】 明確化のため</p>
<p>第 4 条（QUICPay 家族会員等）</p> <p>2. QUICPay 本会員は、前項に定める代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合には、当社所定の方法により、QUICPay 家族会員による QUICPay システムの利用の中止を申し出るものとします。QUICPay 本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>第 4 条（QUICPay 家族会員等）</p> <p>2. QUICPay 本会員は、本代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合、当社所定の方法により、QUICPay 家族会員による QUICPay システムの利用の中止を申し出るものとします。QUICPay 本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>
<p>第 7 条（届出事項の変更等）</p> <p>1. QUICPay 本会員および QUICPay 会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。</p> <p>3. QUICPay 会員に対する通知書その他の送付書類は、QUICPay 本会員の届出住所宛に発送するものとします。</p>	<p>第 7 条（届出事項の変更等）</p> <p>1. QUICPay 本会員および QUICPay 会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。</p> <p>3. QUICPay 会員に対する通知書その他の送付書類は、QUICPay 本会員の届出住所宛に発送するものとします。</p>	<p>【改定】 「会員番号」→ 「カード番号」 への表記修正</p>
<p>第 11 条（立替払いの委託）</p> <p>1. QUICPay 会員は、第 9 条第 1 項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において QUICPay カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。QUICPay 会員は、当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて</p>	<p>第 11 条（立替払いの委託）</p> <p>1. QUICPay 会員は、第 9 条第 1 項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において QUICPay カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。QUICPay 会員は、当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下のいずれかの方法をとること</p>	<p>【改定】 実態に合わせるため</p>

<p>予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。</p> <p>2. 商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCB、JCBの提携会社に対して支払いが完了した時点で、当社に移転し、QUICPayカード利用代金が完済されるまで、留保されることをQUICPay会員は承認するものとします。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社が、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社とQUICPay加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。指定本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>とについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。</p> <p>2. 商品の所有権は、当社がQUICPay加盟店、JCB <u>または</u> JCBの提携会社に対して支払いが完了した時点で、当社に移転し、QUICPayカード利用代金が完済されるまで、留保されることをQUICPay会員は承認するものとします。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、当社が、QUICPay会員のQUICPay加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社とQUICPay加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。<u>QUICPay</u>本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p> <p><u>4. 当社が単独でQUICPayシステムを運営する場合、第1項(2)は適用されません。</u></p>	
<p>第12条 (QUICPayカード利用代金の支払区分および支払方法)</p> <p>4. QUICPay本会員は、親カードの<u>会員番号</u>・有効期限等が当社により変更された場合であっても、QUICPayカード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。</p>	<p>第12条 (QUICPayカード利用代金の支払区分および支払方法)</p> <p>4. QUICPay本会員は、親カードの<u>カード番号</u>・有効期限等が当社により変更された場合であっても、QUICPayカード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。</p>	<p>【改定】 「会員番号」→ 「カード番号」 への表記修正</p>
<p>第13条 (QUICPay会員の退会・QUICPay会員資格の喪失等)</p> <p>2. QUICPay本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本<u>規約</u>を解約されます。なお、QUICPay本会員が本<u>規約</u>を解約された場合、当然にQUICPay会員資格も喪失します。</p> <p>3. QUICPay会員は(3)または(4)のときは、それに該当するQUICPay会員をいい、QUICPay家族会員が(1)(2)(5) (6) (7)のいずれかに該当したときは、当該QUICPay家族会員のみならず、QUICPay本会員を含みます。)、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1) (2) (3)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(4) (5) (6) (7)については当然に会員資格を喪失します。なお、QUICPay会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、QUICPay会員がQUICPay会員資格の喪失後にQUICPayカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(5) QUICPay本会員が本<u>規約</u>を解約し、または解約された場合。</p>	<p>第13条 (QUICPay会員の退会・QUICPay会員資格の喪失等)</p> <p>2. QUICPay本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本<u>契約</u>を解約されます。なお、QUICPay本会員が本<u>契約</u>を解約された場合、当然にQUICPay会員資格も喪失します。</p> <p>3. QUICPay会員(3)または(4)のときは、それに該当するQUICPay会員をいい、QUICPay家族会員が(1)(2) <u>または</u> (5) <u>から</u> (7)のいずれかに該当したときは、当該QUICPay家族会員のみならず、QUICPay本会員を含みます。) <u>は</u>、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1) <u>から</u> (3)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(4) <u>から</u> (7)については当然に会員資格を喪失します。なお、QUICPay会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、QUICPay会員がQUICPay会員資格の喪失後にQUICPayカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(5) QUICPay本会員が本<u>契約</u>を解約し、または解約された場合。</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>
<p>第15条 (QUICPayサービスが利用できない場合)</p>	<p>第15条 (QUICPayサービスが利用できない場合)</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>

<p>3. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、QUICPay システムの運営を一時停止または中止することができます。一時停止の期間が長期にわたる場合または中止する場合には、当社は QUICPay 本会員に対して通知するものとします。</p> <p>4. 前二項に定める QUICPay システムの運営の一時停止または中止により、QUICPay 本会員、QUICPay 会員または第三者に何らかの損害・不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>3. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、QUICPay システムの運営を一時停止または中止することができます。一時停止の期間が長期にわたる場合または中止する場合、当社は QUICPay 本会員に対して通知するものとします。</p> <p>4. 前二項に定める QUICPay システムの運営の一時停止または中止により、QUICPay 本会員、QUICPay 会員または第三者に何らかの損害・不利益が生じた場合であっても、当社は、<u>一切</u>責任を負いません。</p>	
<p>第 17 条（規約の変更）</p> <p>1. 当社は、次のいずれかの場合には、QUICPay 本会員との個別の合意がない場合であっても、本規約を変更することができ、変更後の本規約の条項について、QUICPay 本会員との合意があったものとみなします。</p>	<p>第 17 条（規約の変更）</p> <p>1. 当社は、次のいずれかの場合、QUICPay 本会員との個別の合意がない場合であっても、本規約を変更することができ、変更後の本規約の条項について、QUICPay 本会員との合意があったものとみなします。</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>
<p>第 18 条（個人情報の収集・保有・利用・預託）</p> <p>2. QUICPay 会員等は、当社が以下の目的のために前項 (1) (2) (3) の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>4. 会員は、第 1 項の個人情報を当社と（株）セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店との間で、個人情報保護に関する法令に基づき共同して利用すること（以下「共同利用」といいます。）に同意します。この場合、当社は、共同利用する QUICPay 会員等の個人情報を個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理し、QUICPay 会員等のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、当社所定の「個人情報保護方針」（当該方針内記載の「会員」は「QUICPay 会員等」と読み替えるものとします。）に定める目的以外には利用しないものとします。</p> <p>5. 前項に定めるほか、共同利用に際して個人情報保護に関する法令によりあらかじめ通知または本人が知り得る状態に置くこととされている事項について、当社は、当社所定の「個人情報保護方針」に定めるものとし、これを当社ホームページに掲載する方法により、QUICPay 会員等が知り得る状態に置くものとします。</p>	<p>第 18 条（個人情報の収集・保有・利用・預託）</p> <p>2. QUICPay 会員等は、当社が以下の目的のために前項 (1) <u>から</u> (3) の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>4. <u>QUICPay</u> 会員は、第 1 項の個人情報を当社と（株）セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店との間で、個人情報保護に関する法令に基づき共同して利用すること（以下「共同利用」といいます。）に同意します。この場合、当社は、共同利用する QUICPay 会員等の個人情報を個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理し、QUICPay 会員等のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、当社所定の「個人情報保護方針」（当該方針内記載の「会員」は「QUICPay 会員等」と読み替えるものとします。）に定める目的以外には利用しないものとします。</p> <p>5. 前項に定めるほか、共同利用に際して個人情報保護に関する法令により予め通知または本人が知り得る状態に置くこととされている事項について、当社は、当社所定の「個人情報保護方針」に定めるものとし、これを当社ホームページに掲載する方法により、QUICPay 会員等が知り得る状態に置くものとします。</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>
<p>第 19 条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>2. 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。</p>	<p>第 19 条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>2. 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>
<p>第 21 条（入会申込の事実の利用）</p> <p>当社が入会をお断りする場合であっても、入会</p>	<p>第 21 条（入会申込の事実の利用）</p> <p>当社が入会をお断りする場合であっても、入会</p>	<p>【改定】 表記の修正</p>

申込をされた事実はお断りする理由のいかんを問わず、第 18 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はいたしません。	申込をされた事実は、 <u>当社</u> がお断りする理由のいかんを問わず、第 18 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はいたしません。	

《 QUICPay (nanaco) 特約 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第 1 条 (本特約の目的)</p> <p>本特約は、nanaco カード会員規約における会員 (以下「会員」といいます。) が、QUICPay システムを利用しようとする場合に、nanaco カード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) に加えて適用されます。</p>	<p>第 1 条 (本特約の目的)</p> <p>本特約は、nanaco カード会員規約における会員 (以下「<u>nanaco カード</u>会員」といいます。) が、QUICPay システムを利用しようとする場合に、nanaco カード会員規約に加えて適用されます。</p>	<p>【改定】</p> <p>明確化のため</p>
<p>第 2 条 (QUICPay 会員規約の準用)</p> <p>会員が QUICPay システムを利用しようとする場合、当社が別に定める「QUICPay 会員規約」が準用されます。ただし、本特約に別段の定めがある場合には、本特約が優先して適用されます。</p>	<p>第 2 条 (QUICPay 会員規約の準用)</p> <p><u>nanaco カード</u>会員が QUICPay システムを利用しようとする場合、当社が別に定める「QUICPay 会員規約」が準用されます。ただし、本特約に別段の定めがある場合には、本特約が優先して適用されます。</p>	<p>【改定】</p> <p>明確化のため</p>
<p>第 3 条 (QUICPay カードの発行・貸与等)</p> <p>1. 当社は、会員である QUICPay 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方 (以下「QUICPay (nanaco) 会員」といいます。) に対しては、当該 QUICPay 入会申込者に貸与されている nanaco カードによる QUICPay システムの利用を認めるものとし、これをもって QUICPay カードを発行・貸与したものとします (以下、当該 nanaco カードの QUICPay カードとしての位置付けを「QUICPay (nanaco) カード」といいます。)。なお、この場合においては、QUICPay カードのカード発行手数料は発生しません。</p> <p>3. 当社は、QUICPay (nanaco) カードの破損・汚損・紛失・盗難等の理由により、QUICPay (nanaco) 会員が再発行を希望した場合、nanaco カード会員規約に基づき nanaco カードを再発行します。ただし、この場合においては一旦、QUICPay 会員としての資格を喪失し、再発行された nanaco カードは QUICPay システムの利用ができない状態ですので、会員は QUICPay システムの利用をしようとする場合には、再度、申込みをするものとします。</p> <p>5. 「QUICPay 会員規約」に定める事由の<u>他</u>、QUICPay (nanaco) 会員が nanaco カード会員規約の定めにより nanaco 会員としての資格を喪失した場合には、当然に QUICPay (nanaco) 会</p>	<p>第 3 条 (QUICPay カードの発行・貸与等)</p> <p>1. 当社は、<u>nanaco カード</u>会員である QUICPay 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方 (以下「QUICPay (nanaco) 会員」といいます。) に対しては、当該 QUICPay 入会申込者に貸与されている nanaco カードによる QUICPay システムの利用を認めるものとし、これをもって QUICPay カードを発行・貸与したものとします (以下、当該 nanaco カードの QUICPay カードとしての位置付けを「QUICPay (nanaco) カード」といいます。)。なお、この場合においては、QUICPay カードのカード発行手数料は発生しません。</p> <p>3. 当社は、QUICPay (nanaco) カードの破損・汚損・紛失・盗難等の理由により、QUICPay (nanaco) 会員が再発行を希望した場合、nanaco カード会員規約に基づき nanaco カードを再発行します。ただし、この場合においては一旦、QUICPay 会員としての資格を喪失し、再発行された nanaco カードは QUICPay システムの利用ができない状態ですので、<u>nanaco カード</u>会員は QUICPay システムの利用をしようとする場合には、再度、申込みをするものとします。</p> <p>5. 「QUICPay 会員規約」に定める事由の<u>ほか</u>、QUICPay (nanaco) 会員が nanaco カード会員規約の定めにより nanaco <u>カード</u>会員としての資格を喪失した場合には、当然に QUICPay</p>	<p>【改定】</p> <p>明確化のため</p>

員としての資格も喪失するものとします。	(nanaco) 会員としての資格も喪失するものとします。	
第 5 条 (本特約の変更) 本特約の変更については、会員規約の定めに基づいて行うものとします。	第 5 条 (本特約の変更) 本特約の変更については、 <u>nanaco カード</u> 会員規約の定めに基づいて行うものとします。	【改定】 明確化のため

《 QUICPay (nanaco) ポイント特約 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第 1 条 ポイントサービスの提供</p> <p>1. 当社は QUICPay (nanaco) 会員に対し、付帯サービスの一つとして、QUICPay (nanaco) カードを利用し、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、本特約の規定に従いポイントを付与し、付与されたポイントを利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、「セブンカード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）および会員規約に付随する各種ポイントサービス特約に従うものとします。なお、会員規約の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」、「SEVEN CARD Plus」または「IY CARD」と記載のあるカード（以下これらを総称して「セブンカード」といいます。）です。</p>	<p>第 1 条 ポイントサービスの提供</p> <p>1. 当社は、<u>QUICPay</u> (nanaco) 会員に対し、付帯サービスの一つとして、QUICPay (nanaco) カードを利用し、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、本特約の規定に従いポイントを付与し、付与されたポイントを利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。</p> <p>2. 本特約に定めのない事項については、「セブンカード会員規約」（以下「<u>カード</u>会員規約」といいます。）および<u>カード</u>会員規約に付随する各種ポイントサービス特約に従うものとします。なお、<u>カード</u>会員規約の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」、「SEVEN CARD Plus」または「IY CARD」と記載のあるカード（以下これらを総称して「セブンカード」といいます。）です。</p>	<p>【改定】 明確化のため</p>
<p>第 4 条 本特約の変更</p> <p>本特約の変更については、会員規約の定めに基づいて行うものとします。</p>	<p>第 4 条 本特約の変更</p> <p>本特約の変更については、<u>カード</u>会員規約の定めに基づいて行うものとします。</p>	<p>【改定】 明確化のため</p>